

中央公民館からのお知らせ
申込み・問合せ
☎559-1221



▽パソコンQ&A講習 「エグセル関数を使って会計報告書を作りたい」「ワードで案内状を作りたい」など、ITボランティアが個別にお答えします。

日時：12月16日(水)・21日(月) 午後2時～4時
●場所：中央公民館
●対象：市内在住の方
●定員：3人程度(申込み順)
●持ち物：ノートパソコン
●費用：無料
※電話か直接中央公民館へ申し込んでください。

※来館の際は検温、マスクの着用などのご協力をお願いいたします。体調が優れない方は、ご遠慮ください。

納税などには便利な口座振替をご利用ください
木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の助成



耐震改修費用の助成

お、耐震診断、耐震改修とも同一の住宅に対して1回限りです。
▽紛らわしい業者へ注意 市では、特定の業者への委託は行っていません。

▽耐震診断・耐震改修を行うための各種情報 (一財)日本建築防災協会の耐震支援ポータルサイトでは、地震に強い住まいづくりのためのお役立ち情報など、木造住宅の耐震化推進を図るため、建物所有者向けや事業者向けに耐震診断・耐震改修を行うための各種情報を掲載しています。詳しくは、日本建築防災協会ホームページで確認するか、お問い合わせください。

耐震診断、耐震改修を行う方に、費用の一部を助成します。
▽申込期間 令和3年1月15日(金)まで
▽助成棟数 耐震診断16棟、耐震改修4棟
▽その他 詳しくは、市ホームページか都市計画課で配布するチラシをご覧ください。この制度を利用する場合は、事前に相談してください。

日本建築防災協会ホームページ
QRコード

空き家の適正管理をお願いします



近年、管理されていない空き家が増えています。これらを放置すると、草木の繁茂などで周囲の生活環境に悪影響を及ぼしたり、倒壊により周囲に被害を与えるおそれがあります。空き

家は、個人の財産であるため所有者、管理者は適切に管理する義務と責任があります。また、平成27年5月には、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、所有者や管理者への責任も強化されています。自分で管理できない場合は、業者などへ依頼するなど、放置せず、定期的な管理をしてください。特に冬場は、水道管が凍結した場合、水がなくなるとだけでなく、水道管が破裂して漏水することがあります。凍結させないように、早めに対策をしましょう。

空き家の相続手続

相続などで所有権に変更が生じた場合は、速やかに法務局で手続をおこないます。また、空き家の発生を抑制するための特例措置で、相続などで取得した家屋、その敷地などを譲渡した際に、一定の要件を満たしているときは、譲渡所得から300万円の控除を受けられる場合があります。市では、確定申告の際に提出する書類の1つである被相続人居住家屋等確認書を交付します。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 都市計画課住宅係

耐震改修などをした住宅の固定資産税を減額します

※改修後3か月以内に申告書を提出してください。
※申請に必要な書類などは、市ホームページをご覧ください。どうかお問い合わせください。

耐震改修をした住宅

令和4年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1を減額します。
▽対象 ●昭和57年1月1日以前に建築された住宅
●併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上
●耐震改修に1戸当たり50万円を超える費用が掛かった住宅
※減額対象床面積：1戸当たり120平方メートル相当分まで
※耐震改修特例の適用は1回限り

省エネ改修をした住宅

令和4年3月31日までに一定の省エネ(熱損失防止)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。
▽対象 ●平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、次の改修工事に補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用が掛かった住宅
●窓の断熱改修工事(必須)
●床、天井か壁の断熱改修工事
●住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下
●併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

バリアフリー改修をした住宅

令和4年3月31日までにバリアフリー(居住安全)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、100平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。
▽対象 ●バリアフリー改修工事(廊下の拡幅、手すりの取り付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸の取り替え、便所の改良、床表面の滑り止め化)で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用が掛かった住宅
●新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)
●併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上
●次のいずれかの方が居住する既存の住宅
●65歳以上の方(工事が完了した翌年の1月1日現在)
●要介護認定か要支援認定を受けている方
●障がいのある方
※住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下
※耐震改修特例を受けている場合は、適用を受けることができません(省エネ改修特例の適用は同時に受けることができます)。
※バリアフリー改修特例の適用は1回限り

※改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上

▽問合せ 課税課家屋資産税係

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します



和2年度上半期の住民基本台帳の一部の閲覧状況(犯罪捜査など特別の事情で、請求理由を明らかにすることが困難であるものを除く)を公表します(表のとおり)。
▽問合せ 市民課市民窓口係

表 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 (令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)

Table with 3 columns: 国及び地方公共団体の機関の名称, 請求事由の概要(根拠法令など)/閲覧日, 地域(対象人数)/対象. Includes data for the Ministry of Defense regarding recruitment information.

○ 法第11条の2第1項の規定による申出に係る閲覧(統計調査・世論調査・学術研究等による申出)

Table with 3 columns: 委託元機関/申出者または法人/代表者, 利用目的の概要/閲覧日, 閲覧に係る住民の範囲. Lists various surveys and research projects conducted by NHK and other organizations.